

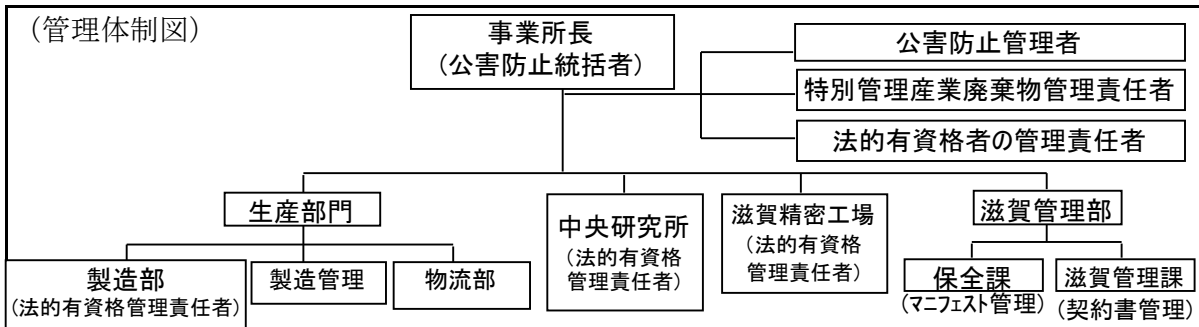
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		令和6年6月19日
滋賀県知事 三日月 大造 殿		
提出者 住所 神戸市中央区加納町6丁目2-1 神戸関電ビル7階		
氏名 株式会社ネオス 代表取締役社長 葛原 壘 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 078-331-9381		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	株式会社ネオス 滋賀事業所	
事業場の所在地	滋賀県湖南市大池町1番地1	
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	16 化学工業	
②事業の規模	売上高 11,674,607千円(前年度実績)	
③従業員数	157人(令和6年4月1日)	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	別紙2－1の通り
	排出量	別紙2－1の通り	別紙2－1の通り
	（これまでに実施した取組） 各工場では廃棄物を細かく管理し、削減するよう努力しているが製品の品質検査等で不良廃棄となる事がある。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	別紙2－1の通り
	排出量	別紙2－1の通り	別紙2－1の通り
	（今後実施する予定の取組） 課員とコミュニケーションを図り、出来ることと出来ない事を確認し協力を求める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 研究所で始めたドラム缶への廃液の廃棄を、10Lポリ容器への変更は非常にうまくいっています。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現場にヒヤリングし、多くの提案が出てくるように進める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	別紙2－1の通り
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	別紙2－1の通り
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	別紙2－1の通り
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	別紙2－1の通り
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	別紙2－2の通り
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	別紙2－2の通り
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	別紙2－2の通り
	全処理委託量	別紙2－2の通り	別紙2－2の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2－2の通り	別紙2－2の通り
	再生利用業者への処理委託量	別紙2－2の通り	別紙2－2の通り
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2－2の通り	別紙2－2の通り
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2－2の通り	別紙2－2の通り
	(これまでに実施した取組)		
	廃棄物を乱雑に扱う課員もいて漏洩の心配もあるので、排出部署には多くの責任があることを注意喚起している。廃棄するものという考えでなく廃棄物という名称の製品であると考え意識付けをしている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	全処理委託量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	再生利用業者への 処理委託量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	(今後実施する予定の取組) 管理者が指示するのではなく、排出部署の意見を聞き意向をくみ取る事と同時に責任を持たせる。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】(令和5年度)実績		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		406.2 t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストの運用も出来ているが、人事異動などの課員もいるので定期的に勉強会を行ったり、意見交換の機会が必要である。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度(令和5年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	特定有害	感染性廃棄物	PCB等
	排出量	159.0t	213.3t	32.4t	1.2t	0.3t	0t
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	特定有害	感染性廃棄物	PCB等
	排出量	155.0t	205.0t	25.0t	0.5t	0.1t	0t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項							
①現状	【前年度(令和5年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	特定有害	感染性廃棄物	PCB等
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	特定有害	感染性廃棄物	PCB等
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項							
①現状	【前年度(令和5年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	特定有害	感染性廃棄物	PCB等
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	特定有害	感染性廃棄物	PCB等
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項							
①現状	【前年度(令和5年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	特定有害	感染性廃棄物	PCB等
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	特定有害	感染性廃棄物	PCB等
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度(令和5年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	特定有害	感染性廃棄物	PCB等
	全処理委託量	159.0t	213.3t	32.4t	1.2t	0.3t	0t
	優良認定処理業者への処理委託量	159.0t	213.3t	32.4t	1.2t	0.3t	0t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t

(第5面)

②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	特定有害	感染性廃棄物	PCB等
	全処理委託量	155.0t	205.0t	25.0t	0.5t	0.1t	0t
	優良認定処理業者への処理委託量	155.0t	205.0t	25.0t	0.5t	0.1t	0t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0 t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t

別紙1. 第1面、④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程
 図. 特別管理産業廃棄物処理フロー

→ 廃棄物処理の流れ
 委託処理部分の範囲

